④　参加表明書の提出期限から契約までの間に、北関東防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと、又は、防衛省から指名停止等を受けている期間中でないこと。

⑤　暴力団関係業者の排除

ア）都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ）見積合わせ後、契約を締結するまでの間に、都道府県警から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

⑵　企画提案書の提出者を選定するための基準

①　同種又は類似の業務の実績

②　配置予定管理担当者の資格、経験、手持ち業務の状況等

⑶　企画提案書を特定するための評価基準

①　同種又は類似の業務の実績

②　配置予定担当者の資格、経験、手持ち業務の状況等

③　業務実施方針及び手法　業務内容や必要とされる能力への理解度、業務の実施体制、業務実施方針等の明確性、実現可能性、実施フローの妥当性等

3　手続等

⑴　担当部局　〒162―8801 東京都新宿区市谷本村町５－１

・契約手続に関すること
防衛省経理装備局会計課契約係
電話03―3268―3111
内線20813　山口

・業務内容に関すること
防衛省地方協力局地方協力企画課
グアム移転事業室
電話03―3268―3111
内線36167　駿河

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法　平成26年１月17日から平成26年１月27日の行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。）を除く毎日、午前９時30分から午後５時まで。交付は、防衛省経理装備局会計課契約係において無償交付する。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑶　参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：平成26年１月27日午後５時まで
提出場所：防衛省経理装備局会計課契約係
提出方法：郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は持参すること。郵送等による場合は受領期限必着。

⑷　企画提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：平成26年３月11日午後５時まで
提出場所：防衛省経理装備局会計課契約係
提出方法：郵送等又は持参すること。郵送等による場合は受領期限必着。

4　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約書の作成の要否　要

⑶　支払条件　業務完了後、契約書に定めるところにより支払う。

⑷　関連情報を入手するための照会窓口　防衛省経理装備局会計課契約係

⑸　上記２⑴②又は③に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者も上記３⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出のときにおいて、当該資格の決定を受けていなければならない。

⑹　受領期限までに参加表明書を提出しない者及び企画提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出できないものとする。

⑺　当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の相手方との随意契約により締結する予定は無い。

⑻　詳細は業務説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masato Sasaki, Special Officer for Accounts, Accounting Division, Bureau of Finance and Equipment, Ministry of Defence.

⑵　Subject matter of the contact : JFY 2014 Advisory Services for “MAMIZU” Project regarding Relocation of the U.S. Marine Corps from Okinawa to Guam

⑶　Time-limit to express interests : 5 : 00 P.M. 27 January 2014.

⑷　Time-limit for the submisson of proposals : 5 : 00 P.M. 11 March 2014.

⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Procurement Section, Accounting Division, Bureau of Finance and Equipment, Ministry of Defence, 5―1 Ichigayahonmuracho, Shinjuku-ku, Tokyo 162―8801 Japan. TEL 03―3268―3111 ex. 20813

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

なお、本公示に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成26年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成 26 年１月 17 日

支出負担行為担当官
防衛省経理装備局会計課
会計管理官　佐々木正人

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13

○第６号

1　業務概要等

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名
平成26年度在沖米海兵隊グアム移転に関する真水事業に係る工事モニタリング補助業務

⑶　業務内容　本業務は、グアムにおける真水事業を対象とする。

１．一般事項

①　受注者は、業務の実施に当たって、事前に業務計画書を作成し監督官の承認を得るものとする。また、監督官と業務計画内容等について協議を行うものとする。

②　受注者は、対象工事の内容及び対象地区における事業の計画等を把握し、業務の実施に当たっては、常に監督官と協議を行い、業務の適正な履行に努めるものとする。

③　受注者は、業務の適正かつ円滑な履行を確保するために、監督官と協議の上、監督官に対して必要な報告及び提案を行うものとする。

④　受注者が、監督官に対して業務に係る報告又は提案を行う場合には、書面を電子データ（ワード等）で作成し、作成年月日を入れたものを電子メールで送ることとする。また、緊急又はやむを得ない事情がある場合には口頭により行うことができるものとするが、後日、書面を提出しなければならない。

⑤　受注者は、対象工事に係る米国政府担当官及び関係者（以下、「米国担当官等」という。）から連絡・調整を受けた場合には、速やかに監督官にその内容を正確に報告すること。

⑥　監督官の指示により米国担当官等へ連絡・調整を行う場合には、その内容を相手に正確に伝え、その結果について速やかに監督官に書面により報告すること。

２．個別事項

受注者は、次の業務を行うものとし、当該業務の結果等については、書面にて監督官に報告するものとする。

なお、業務の実施に当たっては、必要に応じてあらかじめ、監督官の指示を求め、当該指示に基づき実施する。

①　対象工事の会議への参加

ア　定例会議及び現場確認等への参加
受注者は、対象工事に関して実施される以下の会議等に参加することとする。

１）情報共有化会議
２）キックオフ会議
３）着工前会議
４）施工週例会議
５）週例現場確認（現場の巡視）

イ　臨時会議及び現場確認等への参加
受注者は、①のア以外の臨時に開催される重要な会議、現場確認等に参加するものとする。